

要請書審査結果

資料3 別紙3

1. 審査結果

全要請書(120市町村)について、要請内容の妥当性を確認

・要請書の内容を適切なレベルまで引き上げるため、自治体に確認しつつ調整を実施

・確認を要した市町村数は9自治体(構成比7.5%)、内5件はケアレスミスであったため、協力要請書再提出にて対応済み
他4件については、輸送単価に関するもので、事業実施までに調整を図ることを確認済み

年度	17	18	19	20
要請市町村数	70	119	121	120
確認を要した市町村数	45	↓18	↓5	↑9
構成比	64.3%	15.1%	4.1%	7.5%

【海上輸送パターン一覧表】

			島内関連事業者の存在	
			無	有
使用船	チャーター船	自治体手配	Aパターン	Cパターン
		業者手配	—	Dパターン
	定期船 (最終所有者手配)		Bパターン	Eパターン

【参考】審査方法

市町村から提出された要請書類(協力要請書・事業計画書・事業明細書)を下記審査基準に沿って審査

【審査基準】			
審査項目	審査基準	審査項目	審査基準
①対象地域の公示	①主務官庁(経産省・環境省)より対象地域の公示を受けていること。	⑧証拠書類	⑧証拠書類がガイドラインの記載例等に沿って合理的に選択されていること。
②添付書類との整合性	②事業計画書・事業費明細書と整合していること。	⑨理解普及活動	⑨周知活動(時期、方法)が具体的に記述されており、その活動が理解普及に有効であること。
③関連業者の状況	③離島の関連業者の有無・業種について正しく把握し、記載されていること。	⑩発生予定台数	⑩使用年数算定式や新推定式を参考にして算出された合理的な発生予定台数であること。
④保有台数	④離島の自動車保有台数を正しく把握し、記載されていること。	⑪事業明細書との整合性	⑪総事業予定額および要請予定額が事業費明細書と整合していること。
⑤海上輸送範囲	⑤海上輸送範囲の記述内容(業者間の引渡し順序等)が自動車リサイクル法に適合していること。	⑫海上輸送費	⑫海上輸送パターン別、車種別に分類し、正しく記入され、分類内容に基づいて数量、単価、金額が記述されていること。また、輸送単価が妥当であること。
⑥海上輸送パターン	⑥海上輸送パターンが要綱の記載に沿って選択されていること。また、輸送方法が自動車リサイクル法および廃棄物処理法に適合していること。	⑬その他費用	⑬⑫の分類に沿って必要とされるその他の費用(荷役費用等)が記述されていること。
⑦事業概要	⑦事業の取り回しが具体的に記述されていること。また、この取り回しが実施可能なこと。		

3万円を超える高額輸送単価にて要請(計画)のあった市町村数の推移

		17	18	19※	20
市町村数	要請	70	119	121	120*1
	高額単価	4	↑7	↓4	↑5
構成比(%)		5.7	5.9	3.3	4.2
市町村名	小笠原村*2	⇒	⇒	⇒調整済	⇒
	塩竈市	⇒	⇒	⇒調整済	
	三宅村*3	⇒調整済	⇒調整済	⇒調整済	
	十島村	⇒調整済	⇒調整済	⇒調整済	
※19年度事業開始時までに小笠原村を除く市町村が輸送単価を3万円未満に低減調整済			熱海市 下関市(調整済) 防府市(〃) 南郷町(〃) 北九州市(〃)	⇒	*4 ⇒ 五島市 周防大島町 新宮町

- *1 上屋久町、屋久町の合併による市町村数減
- *2 既に減額も輸送距離・荷姿等からこれ以上の低減調整困難
- *3 計画に占める大型(10t車)の割合高いため
- *4 下表参照

2. 確認・調整を要したケース

市町村名	パターン	確認及び調整を要した審査項目					具体的内容	結果	判定
		(5)	(7)	(10)	(12)	(13)			
岡山市(岡山県)	B	◎	◎	◎			ケアレスミス ・島内放置車両撤去のため、19年度に臨時追加した海上輸送方法を、そのまま20年度要請で記載	・修正要請書が再提出され、内容確認し妥当と判断	○
三原市(広島県)	B、E		◎				・輸送単価が既に変更申請提出済にも関わらず、変更前の旧単価で20年度要請	・	○
丸亀市(香川県)	A、B		◎				・	・	○
三豊市(香川県)	B		◎				・支援対象外である、不動産の港までの陸上輸送費を計上(クレーン車 借上費含む)、単価5万円超と高額化	・	○
上島町(愛媛県)	B		◎				・中古車引取台数を過小に見込んだため、要請台数130台と過剰	・	○
周防大島町(山口県)	A				◎		一部高額単価の存在 ・町平均単価は10.4千円であるが、対象離島4島のうち1島(情島)が8万円と高額。情島は、事業開始以来初めて使用済自動車発生が予想されることから、新たに事業計画に織り込まれた。 ・定期便がなく、チャーター船業者も1社のみであり、また発生予定台数も1台と少ないことから高額化。	・事業実施時までに、単価を3万円未満に減額調整することを確認したので、妥当と判断したい ・船種の小型化、隣島との共同輸送化等を検討中	△
五島市(長崎県)	B、D、E				◎		・市平均単価は6.1千円であるが、対象離島6島のうち2島(枕島カハマ、嵯峨島)の単価が36,750円と高額。定期船がなく、船会社も1社しかないことから単価が高額である。低減調整を図ったものの、地理的な条件により困難。五島市が地元負担の2割を負担し、住民負担はゼロ。	・	△
北九州市(福岡県)	B				◎		・19年度計画時単価68.3千円を、19年6月付け変更申請書にて26.3千円に低減したものの、20年度は新たに1島で使用済自動車発生が予想されることから、海運ルートを変更(藍島→本土 ⇒ 藍島→馬島→本土)。チャーター船費用が1.6倍に増額(787千円⇒1,250千円)したため単価高騰(20年度計画41,700円)	・事業実施時までに、単価を3万円未満に減額調整することを確認したので、妥当と判断したい ・効率的な輸送方法についても検討実施中	△
新宮町(福岡県)	A				◎		・船種変更による船当たり積載台数の減少(2台⇒1台)、および荷役作業要員の増加(2人⇒4人)により費用が増額し、単価高騰(19年度計画11,300円⇒20年度計画35,400円)	・	△

